

売木村国土強靱化地域計画【概要版】

◆国土強靱化、国土強靱化地域計画とは

国土強靱化とは、基本目標（次ページ参照）に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「起きてはならない最悪の事態」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチで、強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開するものです。

また、国が定める国土強靱化基本計画を踏まえ、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「国土強靱化」を、各地域で推進する計画が、国土強靱化地域計画です。

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なものです。

1. 計画の策定趣旨、位置付け

●計画の策定趣旨

長野県では平成28年3月に「長野県強靱化計画」を策定し、平成30年3月には見直しを実施しました。国土強靱化のためには、国と地方が一体となってあらゆる施策を推進することが不可欠であり、本村としても、引き続き、強靱で回復力のある安心・安全なまちづくりを進めていく必要があります。

●計画の位置付け

本計画は国土強靱化基本法第13条に基づき策定するもので、国が策定した「国土強靱化基本計画」と調和を図るとともに、「長野県強靱化計画」との連携・役割分担を考慮しています。また、本計画は、村政の基本方針である「第5次売木村総合計画」との整合・調和を図りながら、災害の発災前から計画的に強靱化を目指すことを目的としています。

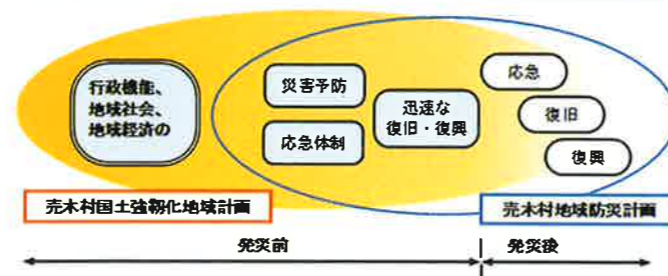
●本計画と地域防災計画との関係

「売木村地域防災計画」は一般災害、各種地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項が定められています。一方、本計画は、発災前にあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生した場合でも最悪の事態に陥ることを避けるべく、本村の行政機能や地域社会、地域経済等の強靱化を図る総合的な指針です。



「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の比較イメージ

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の強靱化	○	—



2. 売木村の強靱化の基本的な考え方

本村は、過去に台風や集中豪雨により甚大な被害を受けた例があります。また、本村における地震による大きな被害は過去にほとんどみられません。しかし、地震は他の災害と異なり発生予測あるいは直接的予防対策が困難です。また、大規模な地震が発生した場合には、家屋の集合地域を主として大きな被害が予想されます。また、急峻な地形である本村では、土砂災害が地震や水害とともに複合的に発生し、被害をより大きくする可能性があります。

人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの維持困難、社会資本の老朽化といった本村の社会的リスクは、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性があります。このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から村域を強靱化する必要があります。

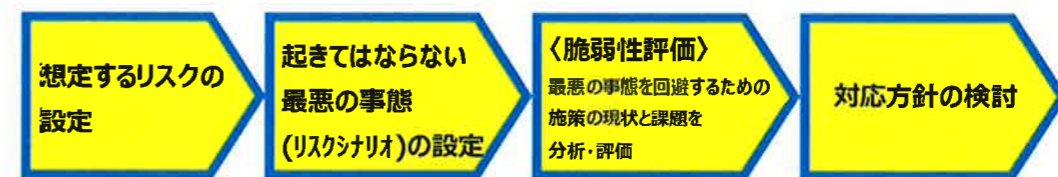
「長野県強靱化計画」や地域の特性を考慮し、以下の4項目を基本目標として、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、強靱化を推進します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

強靱で回復力のある安全・安心な村を目指すとともに、村機能の充実、地域コミュニティの維持・活性化を図り、村全体の強靱化を目指します。

3. 脆弱性の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故等により致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを指します。国と県の強靱化計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための施策を検討しています。本計画策定に際しても、国と県が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方針を検討します。



国や長野県の計画を参考にして、また、本村の地域特性、過去の災害等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と、22の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。そして、「起きてはならない最悪の事態」ごとに本村の課題を検討（脆弱性を評価）し、必要な施策を整理しました。これらについては、裏面「5. 推進する施策の体系」をご覧ください。

5. 推進する施策の体系

6つの「事前に備えるべき目標」と、22の「起きてはならない最悪の事態」、また「施策項目」は以下の通りです。

基本目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策項目
1 人命の保護が最大限図られること	1-1 住宅の倒壊や、住宅近接地の火災による死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化の推進 空き家対策の推進
	1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	学校の耐震施策の推進 災害応急対策拠点としての村施設の機能喪失の防止 土砂災害危険箇所解消
	1-3 土砂災害、地すべり等による死傷者の発生	避難誘導体制の充実 災害応急体制の確保 普及・啓発・自主防災活動の活性化
	1-4 避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	要配慮者が迅速かつ安全に避難できる地域づくり 情報伝達体制の周知と多重化 学校での防災教育、避難訓練の実施
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1 長期にわたる孤立集落等の発生	道路災害の未然防止 大雪に伴う孤立を防止する冬期交通の確保対策の推進 物資の備蓄実施
	2-2 消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	早期の道路啓開、復旧の想定 消防団員の効果的な確保対策
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給確保と災害対応能力強化
	2-4 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能のまひ	売木村国保直営診療所等の各計画マニュアルの整備、実動訓練の実施 災害医療体制の充実
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	疫病・感染症等の大規模発生を防止するマニュアル作成等による体制整備 避難所での感染症対策
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること	3-1 村役場の大幅な機能低下	村庁舎、施設の耐災害性向上 周辺自治体との広域連携の推進
	3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信のまひ・長期停止	長野県防災行政無線の安定した通信の実施
	3-3 テレビ・ラジオ放送の中断、防災無線の故障等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	効率的、効果的な情報提供の実施
4 必要最低限のライフラインを確保し、これらの早期復旧を図ること	4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの	総合的な大規模停電対策の推進 エネルギー供給源の多様化
	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化 下水道施設の耐震・老朽化対策の推進、業務継続計画
	4-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞	農業用水の安定確保、基幹的農業水利施設の耐震化対策、長寿命化対策の計画的な推進 交通基盤の確保
5 二次的な被害を発生させないこと	5-1 土石流、地すべり等による二次災害の発生	土砂災害危険箇所を点検し、土石流、地すべり等の土砂災害による二次災害発生の危険性の確認
	5-2 農業用水路、ダム等の損壊・機能不全による水利用の制限	ハザードマップの更新等と耐震化対策の推進 河川管理施設等の保全 治山施設の保全
	5-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	山地災害による被害の軽減のため、治山事業を実施 農地・農業水利施設等の適切な保全管理 農林道の整備 災害に強い森林づくり
	5-4 避難所等における環境の悪化	災害時の避難所運営の取決めを事前策定。特に要配慮者や女性に対する配慮が必要 避難者の健康状態悪化の防止
6 被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻ることに	6-1 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	社会資本の適切な維持管理
	6-2 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	住宅の再建等を迅速に実施するため、公図の地籍調査の継続的維持
	6-3 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害ボランティア活動の推進

6. 計画推進の方策

●計画期間

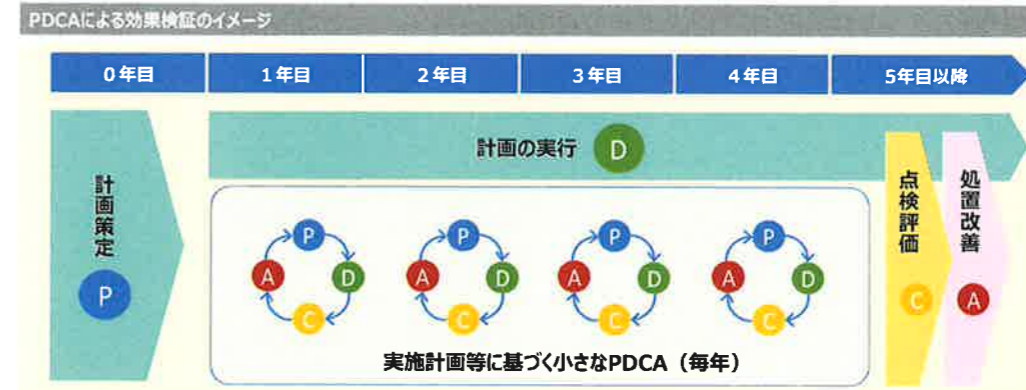
令和3年度～7年度の5年間とします。また、本計画は「売木村まち・ひと・しごと総合戦略」と整合性を取る必要があるために、必要に応じ見直しを行うとともに、令和8年度以降も、内容を引き継ぎ、取組を推進していくものとします。

●計画の推進体制

国、県、民間等とも連携した取組の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、最新の科学的知見に基づく被害想定や各種リスク情報、取組、研究成果の進捗状況を各主体間で共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図ります。

●進捗管理

本計画の進捗管理は、①PLAN(計画策定)、②DO(実行)、③CHECK(点検・評価)、④ACTION(処置・改善)の流れを基本としたPDCAサイクルにより行います。具体的には5年後の計画更新時に本計画の検証を行う「大きなPDCA」と、各取組レベルの進捗評価を行う「小さなPDCA」の組合せにより、進捗を管理します。取組の進捗状況は、毎年度フォローアップを行います。



売木村国土強靱化地域計画 概要版 令和3年3月

【お問い合わせ先】売木村村づくり総合推進室

〒399-1689 長野県下伊那郡売木村968番地1

TEL:0260-28-2311(代表) FAX:0260-28-2135

E-mail: kankou@urugi.info

売木村国土強靱化地域計画本編は、村ホームページでご覧いただけます。

<http://www.urugi.jp/>